

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年9月17日

京都市長 門川大作

京都市規則第50号

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第7 1備考以外の部分中

「

青果3号棟低温売場
塩干低温売場

2,194
1,454

を

」

「

青果3号棟低温売場

2,194

に,

」

「

南関連1号棟の店舗
南関連2号棟の店舗
その他の店舗
診療所
浴場
金融業者事務室
倉庫業者倉庫

563
464
1,396
2,440
97
973
705

を

」

「

南関連棟の店舗
その他の店舗

563
1,396

に,

」

「

鮮魚冷蔵庫

4,622,200

	塩 干 冷 蔵 庫	10,297,100	を
い	け す 使 用 料	459,800	

「

	塩 干 冷 蔵 庫	10,297,100	に,
--	-----------	------------	----

」

「

製 氷 棟 使 用 料	1 棟 に	1,694,000	を
電 動 運 搬 車 充 電 所 使 用 料	つ き 1 月	2,357,201	

」

「

電 動 運 搬 車 充 電 所 使 用 料	1 棟 に	2,357,201	に,
	つ き 1 月		

」

「

加工配送棟加工処理場	2,270	を
------------	-------	---

」

「

水産棟加工処理場	2,270	に,
加工配送棟加工処理場	2,270	

」

「

ふ ぐ 処 理 場	337	を
諸 車 置 場	848	
買 荷 積 込 所	790	
荷 降 場	790	
物 置 場	495	

」

「

諸 車 置 場			848
積 降 場			848
買 荷 積 込 所			790
荷 降 場			790
物 置 場	水 産 棟	仲 卸 荷 さ ば き 場	408
		屋 外	495
	そ の 他 の 棟		495

に改める。

」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年9月21日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市中央卸売市場業務条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(第一市場)